

# 設備投資促進資金

## この資金の特徴

- ☑ 成長分野への進出や、人手不足の緩和・解消、シニア・女性・障害者等の活躍の場の拡大を目的とした設備投資に積極的に取り組む方向けの資金です。
- ☑ 融資期間**15年間**<sup>(※1)</sup>、融資限度額**2億円**<sup>(※1)</sup>と長期の安定した資金調達が可能です。  
 ※1 土地・建物の取得等を含む場合に限りです。

## 次のような方におすすめです

- 成長分野(埼玉県先端産業創造プロジェクト関連等)に進出したい。又は成長分野における事業を拡大したい。
- 人手不足解消やシニア・女性・障害者等の活躍の場の拡大に資する設備投資を行いたい。

## 融資条件

		設備資金	運転資金 【設備投資に伴う運転資金に限りです】
限度額		1億5,000万円 (一部2億円 <sup>(※2)</sup> )	5,000万円
		設備・運転併用の場合は、合計1億5,000万円(一部2億円 <sup>(※2)</sup> )	
利率	10年超15年以内	年1.2%以内	平成30年10月1日から 平成31年3月31日 融資実行分の利率です。(固定金利)
	5年超10年以内	年1.0%以内	
	3年超 5年以内	年0.9%以内	
	1年超 3年以内	年0.8%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 (一部1年超15年以内 <sup>(※2)</sup> )	1年超7年以内
		据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内)	

※2 土地の取得又は建物の建築・取得に必要な資金を含む場合に限りです。

## 資金使途

設備資金	運転資金
成長分野への進出、人手不足への対応又はシニア・女性・障害者等の活躍の場の拡大を目的とした資金(工場又は店舗等の建設等に必要土地も対象。ただし、取得する土地の面積が建物の敷地面積に比べて著しく大きい場合は対象外。)	設備の新設に伴い必要となる経費 <sup>(※3)</sup> に充てる資金 ※3 新設した機械設備用の材料を購入する費用等

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金 等

## 融 資 対 象 者

設備投資促進資金は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分①、②のいずれかに該当する。

区分	条件
①	ア～エのいずれかの成長分野に進出する者 <sup>(※4)</sup> 、又は成長分野における事業を営んでおり、計画を定めて設備投資を行う者 ア 埼玉県先端産業創造プロジェクト関連事業 (ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙の5分野) イ 環境・エネルギービジネス関連事業 ウ 健康づくり・長寿社会対応事業 エ 女性活躍支援事業 (※4)申込み時に当該事業に係る工場、店舗、機械設備等の取得が具体化しているなど、客観的に成長分野の事業に着手していることが必要です。
②	ア、イのいずれかの目的を持って設備投資を行う者 ア 人手不足の解消、緩和を図るための設備投資 イ シニア、女性、障害者等の活躍の場の拡大に資する設備投資

2 信用保証対象業種<sup>(※5)</sup>を営んでいる。

※5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

## 申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可の場合もあり
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・設備投資促進資金に係る認定書(様式14)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## 受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会  
 (中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

## 取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、  
 原則県内に所在する本支店



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



彩の国  
埼玉県